

5. 講習会事業の変化

問 11 1997（平成7）年から2001（平成13）年の過去5年間で、講習会事業について目立った変化がありましたか。下記の点についてそれぞれお答えください。

表B-9 講習会事業の変化（「変化あり」）

	n	講習科目	開催日時	受講希望者	事業費用の増減
総数	31団体	64.5	25.8	67.7	54.8

(%)

1997年から2001年までの過去5年間に講習会事業に目立った変化があったかを聞いたところ、「変化あり」と答えた団体は、「講習科目」が実施団体31団体中20団体(64.5%)、「開催日時」が8団体(25.8%)、「受講希望者数の増減」が21団体(67.7%)、「事業費用の増減」が17団体(54.8%)となっている(表B-9)。

具体的な変化の内容については、自由回答で記述してもらった(表B-10)。

“受講科目”の変化としては、「『ワープロ講座』が『パソコン講座』に変更」(6団体)、「『ホームヘルパー(訪問介護員)3級』から『2級』に変更」(5団体)が主なもので、「ホームヘルパー2級過程の講習会を開催」も2団体あった。「パソコン」と「ホームヘルパー2級」が、2001年度に実施された講習会科目で上位であったのは、先にみたとおりである。

また、「『編物』の廃止」「『洋服リフォーム講習』を中止」など、2001年度実施科目の中で今後の必要性としては「縮小」もしくは「廃止」を考える団体のあった科目が、過去5年間にもすでに廃止されてきている。

表B-10 受講科目の変化(自由回答-抜粋)

「ワープロ講座」から「パソコン講座」に変更(6団体)
「ホームヘルパー(訪問介護員)3級」から「2級」に変更(5団体)
ホームヘルパー2級課程の講習会を開催(2団体)
建設経理事務講習会を開講
パソコンの検定を行った
「簿記」「茶道」「いけ花」が不振。「フラワー・アレンジメント」「絵手紙」は好評
「編物」の廃止
「洋服リフォーム講習」を中止
履歴書に書ける短期でとれる資格を持つ講習会に変更
ニーズに合わせて、必要な講習会に変更

“開催日時”については、「変化あり」と答えた8団体のうち、5団体が「平日夜間・土日・休日中心に代えた」と答えており、他の3団体は「夜間講習を設けた」と答えている。

“受講希望者（応募者）数の増減”をみると、希望者が増えている科目は「パソコン」「ホームヘルパー2級」「ホームヘルパー」などとなっている。

一方、希望者数が減っている科目は「ワープロ」「和裁」などがあげられている（表B-11）。

表B-11 受講希望者（応募者）数の増減

○増えている講習科目

パソコン	ホームヘルパー2級	ホームヘルパー	絵手紙	その他	無回答
13(61.9)	5(23.8)	5(23.8)	2(9.5)	2(9.5)	1(4.8)

○減っている講習科目

ワープロ	和裁	ホームヘルパー	書道	簿記	その他	無回答
4(19.0)	3(14.3)	2(9.5)	2(9.5)	2(9.5)	6(28.6)	10(47.6)

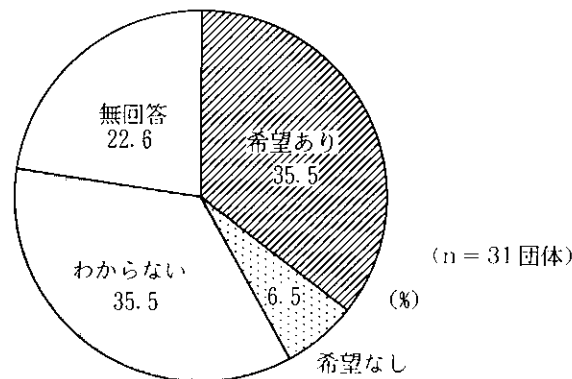
“事業費用の増減（委託費や経費の増減など）”で「変化あり」と答えた17団体のうち「増加した」と答えたのは3団体で、講座の数、パソコン関連設備費、講座内容のレベルアップにともない増額されている。一方、委託費や事務費が「減少した」団体は10団体で、中でも「委託費の減少」を6団体があげている。

“その他”の変化としては、「若い層が増えた」「パソコン講習会のニーズが高まっている」などである。

6. 今後の講習会事業

問12 これから新設したい講習科目はありますか。ある場合は科目名を教えてください。

図B-10 新設したい講習科目の有無



2001年度に講習会事業を実施している団体（31団体）に、今後施設したい講習科目の有無を聞いた（図B-10）。

新設したい講習科目の「希望あり」という団体は31団体中11団体（35.5%）で、「希望なし」は2団体（6.5%）であった。11団体は「わからない」と答えている。

新設を希望する講習科目としては、「パソコン」（6団体）、「家庭養育ヘルパー」（2団体）、「ホームヘルパー」（2団体）などがあげられている。「ホームヘルパー」については、より上級の講座をとという希望もあり、今後も講座事業としての展開が予想される（表B-12）。

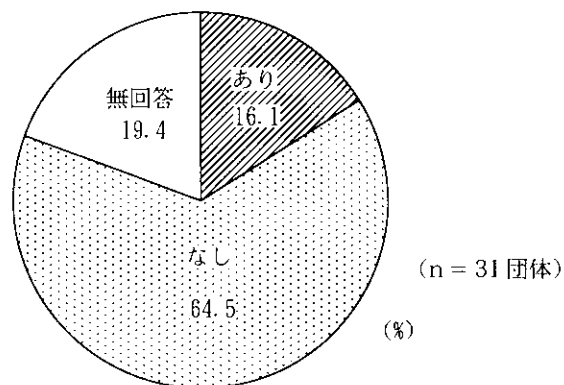
表B-12 新設したい講習科目（自由回答—まとめ）

パソコン（6団体）
家庭養育ヘルパー（2団体）
ホームヘルパー（2団体）
ホームヘルパー1級
ホームヘルパー2級
福祉住環境コーディネーター
医療事務
経理

7. 講習会事業に関する自治体からの要請

問13 講習会事業の内容に関して、自治体から何らかの要請や注文がありますか。ある場合は具体的にお答えください。

図B-11 講習会事業に関する自治体からの要請



講習会事業を行っている母子寡婦福祉団体に対して、自治体から何らかの要請や注文が「ある」という団体は31団体中5団体（16.1%）にとどまり、その内容としては「途中辞退者の理由」「新たな就業状況の把握」「定員の確保」「同一地区での開催を控える」「自立支援に役立つ内容にする」などとなっている。

自治体からの要請や注文は「ない」という団体は20団体（64.5%）で、多くは母子寡婦福祉団体の主体的な講習会運営に委ねられているといえる（図B-11）。

8. 講習会事業の問題点

2001年度に講習会事業を行った31団体に、全体としての課題や問題点を自由回答の形で聞いた(表B-13)。

問14 講習会事業について、全体としての課題や問題点があれば教えてください。

表B-13 講習会事業の問題点(自由回答-まとめ)

受講経験や資格取得が就労に結びつかない 例：講習会を受けた後、就職までつながらないので、フォローが必要 受講者は、ほとんどが就業を期待しているが、現実的にはなかなか結びつかない 修了後の就労相談を受け入れる態勢ができていない	8(25.8)
受講時の託児施設やサービスがない 例：応募する母子家庭の母親の年齢層が低くなってきているので、研究期間中の幼児の保育は確立させなければならない 講習会実施の時の保育サービスを希望する人が増えてきている	5(16.1)
講習内容や受講期間の柔軟化 例：受講を必要とする者のおかれている環境、条件は多様である。ニーズに合わせた多様かつ弾力的な計画が望まれる 自立促進講習会の時間が70時間と設定されているが、たとえば30時間というように柔軟に対応できるといい	5(16.1)
母子世帯の参加促進が難しい 例：講習会を開催しても参加者(特に母子家庭)を集めることが大変 母子の参加をいかに促すか	4(12.9)
開催日程を平日夜間や土日に設定する 例：母子家庭はパート勤めが多く、平日は休めない。土・日曜日、又は夜間に講習会を希望している	3(9.7)
事業予算が確保できない 例：委託費の減少に伴い、開催元での持ち出しがかさみ、事業費の捻出に苦慮している	2(6.5)
課題や講師の選定が難しい	2(6.5)
その他 費用が無料なので、多数の応募者の中から受講者を決定しても、中には途中で来なくなる人が出る。少しでも自己負担していれば、意識が違うのではないか	3(9.7)

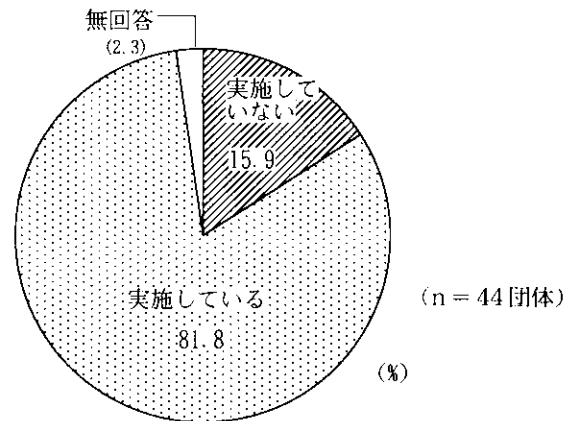
課題や問題点は25団体からあげられ、最も多くあげられたのは「受講経験や資格取得が就労に結びつかない」といった講習会の最大の目標である“自立促進”につながらない現状で、8団体(25.8%)が問題視している。

9. 母子家庭等介護人派遣の実施状況

都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体（44 団体）のうち、2001 年度に介護人派遣を「実施している」のは 36 団体（81.8%）で、7 団体（15.9%）は「実施していない」と答えている（図 B-12）。

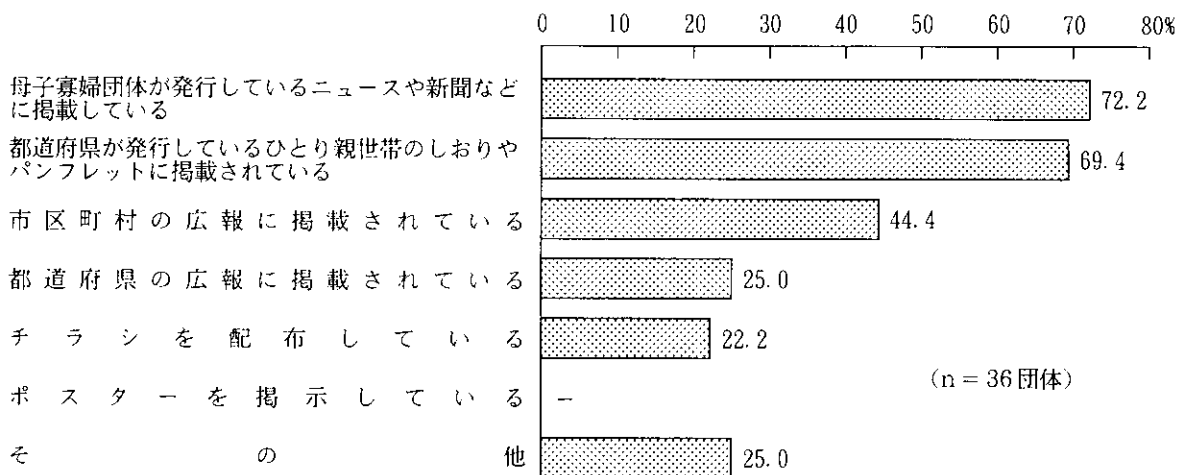
問 15 貴団体は 2001（平成 13）年度に介護人派遣を実施していますか。

図 B-12 介護人派遣の実施の有無



問 16 介護人派遣の案内や宣伝はどのように行われていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図 B-13 介護人派遣の案内や宣伝方法



介護人派遣の案内や宣伝は、「母子寡婦団体が発行しているニュースや新聞などに掲載している」が 36 団体中 26 団体（72.2%）、「都道府県が発行しているひとり親世帯のしおりやパンフレットに掲載されている」が 25 団体（69.4%）である。

以下、「市区町村の広報に掲載されている」は 16 団体（44.4%）、「都道府県の広報に掲載されている」は 9 団体（25.0%）であった（図 B-13）。

10. 介護人派遣の対象や条件

介護人派遣事業を実施している母子寡婦福祉団体（36 団体）に、介護人派遣の対象や条件などを聞いたところ、35 団体から回答があり、母子・寡婦世帯については 35 世帯すべてが、父子世帯については 2 団体を除く 32 団体が対象として事業を行っている。

対象となる世帯の定義としては、まず、母子世帯については、同居する子どもの年齢に「20 歳未満」（9 団体）、「18 歳年度末」（1 団体）、「義務教育修了前」（4 団体）などの差がみられた。また、母子以外の同居人について、「同居の成人のいない世帯」（1 団体）とする団体と、「母子と同居する（子からみた）祖父母」（3 団体）を認める団体があった。

寡婦世帯の場合は、「単身（ひとり暮らし）」（3 団体）もしくは「寡婦の親と同居」（4 団体）といった世帯構成を規定する団体がみられた。

さらに、父子世帯については、「父子となって 6 ヶ月以内」と記入した団体が 4 団体あり、母子世帯同様に子どもの年齢を「20 歳未満」（3 団体）もしくは「義務教育修了前」（2 団体）に規定する団体もあった。

次に、介護人派遣にあたっての条件をみると、“所得の制限”は母子世帯と寡婦世帯では 36 団体中 26 団体（72.2%）が、父子世帯に対しては 23 団体（63.9%）が設けている。

“派遣事由”については、母子世帯と寡婦世帯に対しては、ともに 36 団体中 28 団体（77.8%）が、父子世帯については 27 団体（75.0%）が「事由を限定」としている。

さらに、“派遣日数・派遣回数の制限”については、母子世帯については 32 団体（88.9%）、寡婦世帯については 31 団体（86.1%）、父子世帯については 27 団体（75.0%）が、「上限あり」と答えている（表 B-14）。

表 B-14 介護人派遣の条件

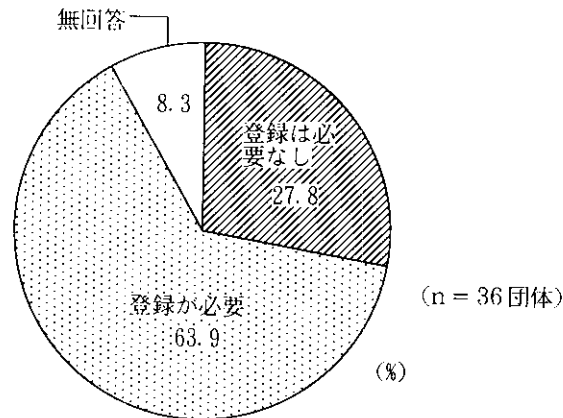
(%)

	n (団体)	所得制限	派遣事由限定	派遣日数・派遣 回数の制限あり
母子世帯	36	72.2	77.8	88.9
寡婦世帯	36	72.2	77.8	86.1
父子世帯	36	63.9	75.0	75.0

11. 利用登録（名簿登録）の必要性

問 18 介護人の派遣を受けるためには利用登録（名簿登録）しておくことが必要ですか。

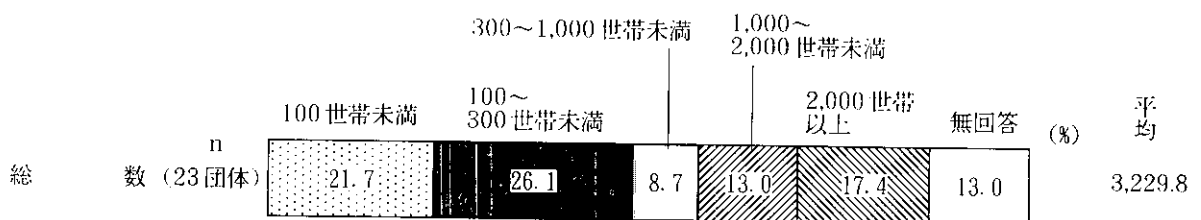
図 B - 14 利用登録（名簿登録）の必要性の有無



介護人の派遣を受けるにあたって、利用者が事前に利用登録（名簿登録）しておく必要が「ある」という団体は 36 団体中 23 団体（63.9%）で、10 団体（27.8%）は「必要なし」と答えている（図 B - 14）。

登録が必要な団体（23 団体）に現在の利用世帯数を聞いたところ、「100～300 世帯未満」が 6 団体（26.1%）、「100 世帯未満」が 5 団体（21.7%）と、『300 世帯未満』までで半数近くを占めているが、最大値が 37,179 世帯と膨大であったため、平均すると 3,230 世帯となった。また、会員の割合について把握している団体は 23 団体中 9 団体（39.1%）で、会員割合は 2 割から 10 割の幅があり、平均すると 6 割である（図 B - 15）。

図 B - 15 現在の利用登録世帯数

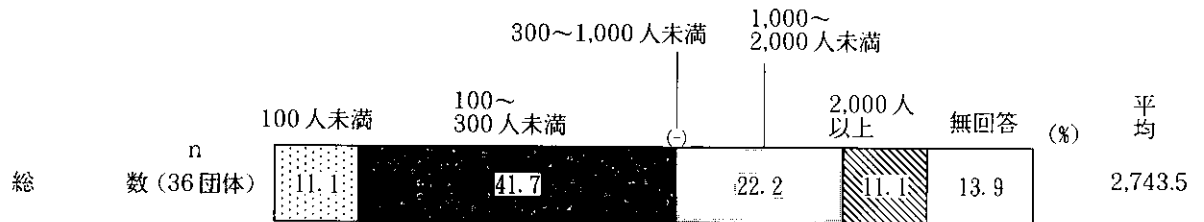


介護人派遣利用者に対して、サービスを提供する側の登録介護人の数についてみると、登録介護人は「100～300 人未満」が 15 団体（41.7%）、「300～1,000 人未満」が 8 団体（22.2%）となっている（図 B-16）。

登録介護人も「20,000 人」以上の回答が 2 団体あったため、平均すると 2,743 人となる。介護人に占める会員の割合は平均 8 割である。

問 19 介護人派遣事業における登録介護人の数と、うち会員の割合を教えてください。

図 B-16 登録介護人数



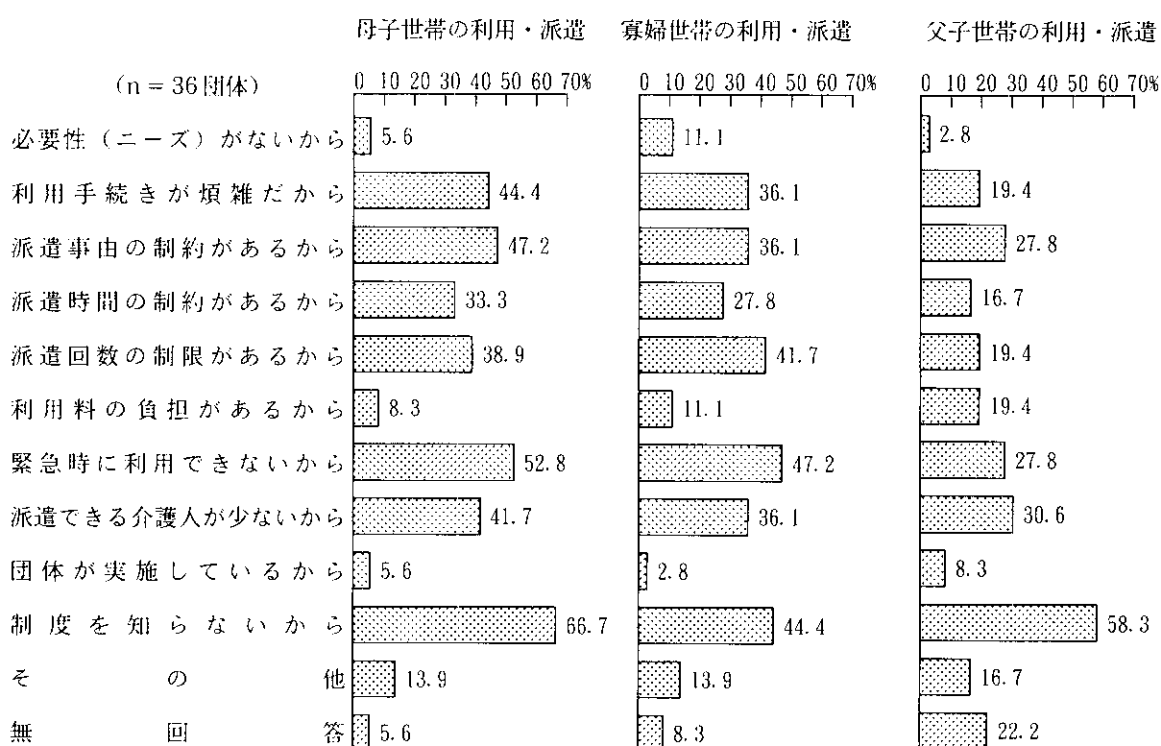
12. 介護人派遣事業が十分利用されていない理由

介護人派遣事業については、多くの母子寡婦福祉団体で行われているにも関わらず、その利用は十分に進んでいないと言われている。第Ⅲ章でみる、政令市での聴き取り調査においても、担当者からその点については指摘されている。

そこで、実際に介護人派遣事業を行っている団体（36団体）に、この事業が十分に利用されない理由はどこにあると思うかを聞いた（図B-17）。

問 20 全国的に介護人派遣事業は十分に利用されていないと言われていますが、その理由はどこにあると思われますか。あてはまるものすべてに○をつけ、最も大きいと思われる理由1つに◎をつけてください。

図B-17 介護人派遣事業が十分利用されていない理由



まず、母子世帯で十分に利用されていない理由としては、「制度を知らないから」を36団体中24団体（66.7%）があげている。次いで「緊急時に利用できないから」を19団体（52.8%）が、「派遣事由の制約があるから」を17団体（47.2%）が、「利用手続きが煩雑だから」を16団体（44.4%）が、「派遣できる介護人が少ないから」を15団体（41.7%）が、「派遣回数の制限があるから」を14団体（38.9%）が、「派遣時間の制約があるから」を12団体（33.3%）が、それぞれあげており、回答は分散している。

この中で、最も大きな理由として聞いたところでは、「制度を知らないから」を9団体（25.0%）があげた。

次いで、寡婦世帯の利用・派遣では、「緊急時に利用できないから」を17団体（47.2%）が、「制度を知らないから」を16団体（44.4%）が、「派遣回数の制限があるから」を15団体（41.7%）が、それぞれあげており母子世帯とは利用されない理由の順位が異なる。

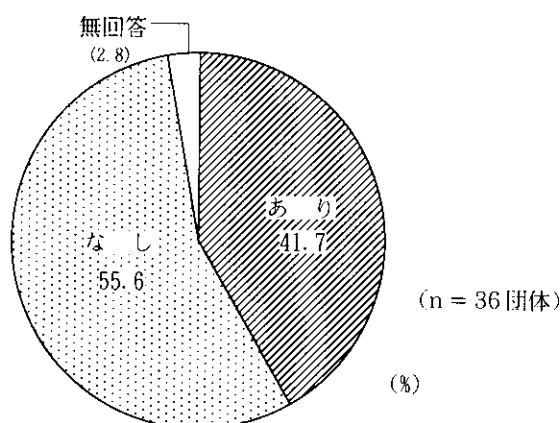
寡婦世帯で十分利用されない理由として最も大きいと思われるものとしては、複数回答でいくつでも回答を求めたときには同率で第4位であった「派遣できる介護人が少ないから」が最も多くなった。

最後に、父子世帯での利用が進まない理由としては、「制度を知らないから」が36団体中21団体（58.3%）と、他の理由から際立って多くあげられており、“最大の理由”としても最も多くあげられた。

13. 介護人派遣事業の内容に関する自治体からの要請や注文

問 21 介護人派遣事業の内容に関して、自治体から何らかの要請や注文がありますか。ある場合は具体的にお答えください。

図 B-18 介護人派遣事業の内容に関する自治体からの要請や注文の有無



介護人派遣事業の内容に関して、自治体から何らかの要請や注文があったのは36団体中15団体（41.7%）で、20団体（55.6%）は「なし」と答えている（図B-18）。

要請や注文の内容は以下の通りであるが（表B-15）、6団体が自治体から要請されたとしている「制度を周知し、利用拡大をはかる」は、より多くの人に制度そのものの存在を知らせ、全国的にも横ばいもしくは減少傾向にある介護人派遣事業の利用件数増加をねらったものであると考えられる。

表 B-15 要請や注文の内容（自由回答－抜粋）

制度を周知し、利用拡大をはかる（6団体）
例：周知徹底をはかり、十分利用して欲しい
利用増加対策を考えてほしい
派遣回数の制限変更について（2団体）
派遣事業実施要項に基づいた運営を
利用拡大に困ること
介護人は原則的に会員に限定
予算面で年間の必要数がかみにくい
介護人の研修
申し込み窓口を増やす

14. 介護人事業の課題や問題点

介護人事業の課題や問題点を自由回答の形で聞いたところ、実施団体 36 団体のうち 28 団体（77.8%）から回答を得られた（表 B-16）。

問 22 介護人派遣事業について、全体としての課題や問題点があれば教えてください。

表 B-16 介護人事業の課題や問題点（自由回答—まとめ）

制度の周知と利用拡大促進の必要性	8(22.2)
例：事業が形骸化し、市町村行政との連携がなく周知されていない	
自治体のPR不足	
広く利用されていない	
介護人の待遇改善と人材確保	8(22.2)
この事業で生計を立てることができないためボランティア要素が大きく、介 例：護人の登録者は働いている会員が多いので、必要とされる時間帯・曜日に派 遣できないこともある	
介護人の手当が少なく、仕事とボランティアの昼間で非常に中途半端な制度	
介護人の依頼が常時ないため、介護人登録者の維持が困難	
緊急時の対応が困難	6(16.7)
例：ほとんどが突発的な理由のため、介護人を早急に派遣できないことがある	
緊急の場合が多く、登録介護人の予定があり、介護を頼むのに時間がかかる	
他人を自宅に入れたくないという意識	6(16.7)
例：他人に家の中を見られたくないということで利用しない	
利用者に、まったく知らない人に家庭に入り込まれることへの抵抗がある	
夜間・休日の対応が困難	4(11.1)
例：早朝、夜間の対応が出来ない	
「一時的な対応で」ということで残業や、休日出勤等の対応ができない	
介護中の事故に備えた保険整備	3(8.3)
例：介護サービス活動中に介護人がケガをしたり、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりした時の保障	
介護に行く際の事故等に備えての保険について、研修会等でよく質問されます	
申し込み手続きが煩雑	3(8.3)
例：母子家庭は働くのに忙しく、所得証明書を取りに行くのが大変	
介護人と利用者をつなぐコーディネータの必要性	2(5.6)
例：需要（介護を必要とする人）と供給（介護人を派遣する側）とのミスマッチ が起こり、その結果需要に応じきれない	
その他	2(5.6)
例：介護人派遣対象者としての寡婦の年齢制限について	

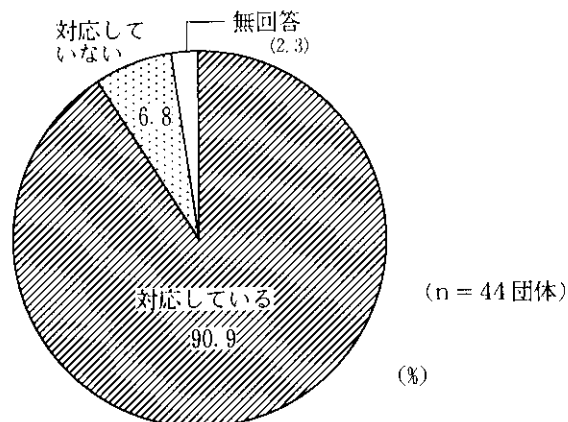
問題点として多くあげられたのは、「制度の周知と利用拡大促進の必要性」と「介護人の待遇改善と人材確保」で、ともに 8 団体（22.2%）があげている。次いで「緊急時の対応が困難」と「他人を自宅に入れたくないという意識」がともに 6 団体（16.7%）となっている。この「他人を自宅に入れたくないという意識」は、利用者側の意識をさし、介護人派遣事業の利用が拡大しない理由の 1 つとしてあげられている。

15. 相談活動・相談事業の実施状況

次に、都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体における、相談活動・相談事業の実施状況をみる。

問 23 貴団体では、会員や会員以外の当事者からの相談に対応していますか。

図 B-19 相談活動・相談事業の実施の有無

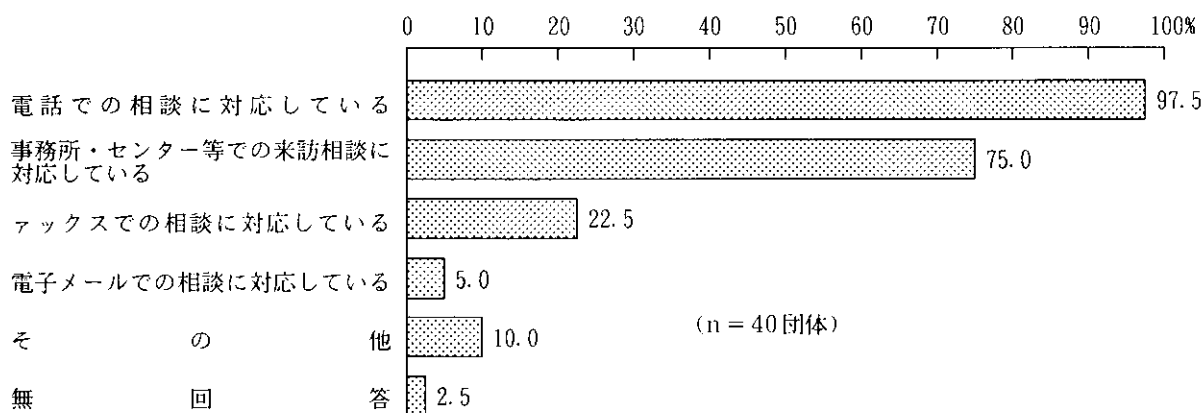


会員や会員以外の当事者からの相談に「対応している」団体は、44 団体中 40 団体(90.9%)にのぼり、相談活動は広く行われている(図 B-19)。

対応方法としては(図 B-20)、「電話での相談に対応している」が 39 団体(97.5%)、「事務所・センター等での来訪相談に対応している」が 30 団体(75.0%)で、相談活動の中心となっている。電子メールでの相談に対応している団体は少ない。

問 24 どのような方法で対応していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

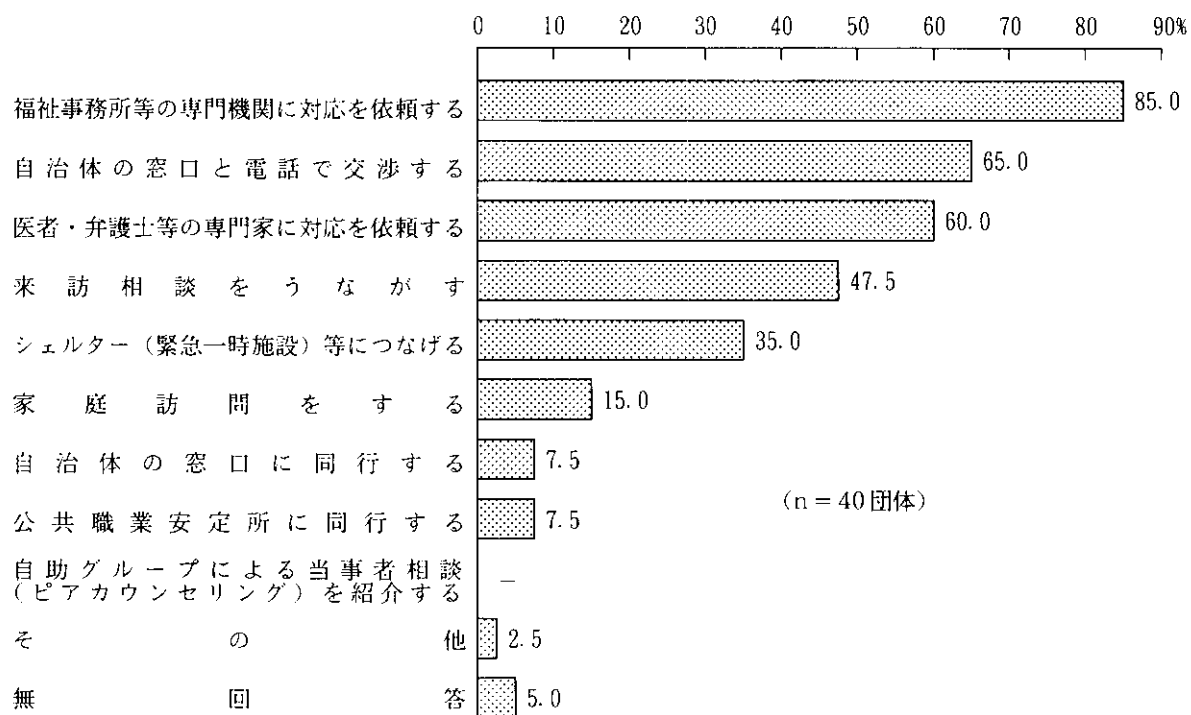
図 B-20 当事者からの相談への対応方法



さらに、問題解決のための対応方法としては、「福祉事務所等の専門機関に対応を依頼する」が34団体(85.0%)、「自治体の窓口と電話で交渉する」が26団体(65.0%)、「医者・弁護士等の専門家に対応を依頼する」が24団体(60.0%)となっており、母子寡婦福祉団体への相談を糸口として、他の相談機関や対応窓口につながっていく様子が見えてくる(図B-21)。

問 25 問題解決のために次のような対応をすることがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

図 B-21 問題解決のための対応方法



16. 相談事業の課題や問題点

相談事業の課題や問題点を聞いたところ、実施団体 40 団体のうち 24 団体（60.0%）から回答が得られた（表 B-17）。

問 26 相談事業について、全体としての課題や問題点があれば教えてください。

表 B-17 相談事業の課題や問題点（自由回答－まとめ）

専門知識を持つ相談員が必要 例：心を病んでいる人の相談が多い。特別相談を増やし専門員を配置したい 相談内容が多種多様化、問題解決に専門的知識を必要とされることが多くなっている	5(12.5)
他の相談機関や窓口との連携 例：他の相談機関との連携を密に行う 相談を母子寡婦連合会だけでなく地域のネットワークで対応したい	5(12.5)
相談事業に関する研修や情報交換の必要性 例：相互機関の研修会（情報交換）を実施して欲しい 第一線の相談者（市町村母子会の役員）の相談に関する研修の実施	4(10.0)
就労相談への対応 例：就職相談を別枠で行いたい	4(10.0)
自立のための経済的問題 例：母子瀬作に母子の自立を促進できるものがこれといってなく、経済的相談は常に行き詰まる	3(7.5)
独立した相談窓口や機関の設置 例：相談室を設置して欲しい 母と子が集い、相談できる定期的な事業、窓口を企画できないだろうか	3(7.5)
相談後の支援施設が不十分 例：母子支援施設等の不足により、相談後の受け入れ先の対応が十分とはいえない	2(5.0)
利用促進のための PR 例：相談窓口の PR をおこない、利用の促進をはかる	2(5.0)
夫・配偶者等からの暴力についての相談への対応 例：DV防止法の施行後、ドメスティック・バイオレンスの問題が表面化している	2(5.0)
その他	2(5.0)

その内容をみると、「専門知識を持つ相談員が必要」と「他の相談機関や窓口との連携」をともに 5 団体（12.5%）があげている。また、相談体制の質の充実を外部に求めるだけでなく、「相談事業に関する研修や情報交換の必要性」（4 団体）として、母子寡婦団体の中でも相談に対応できるような、体制作りを求める声もあげられている。

「就労相談への対応」（4 団体）と「自立のための経済的問題」（3 団体）は、いずれもひとり親世帯の自立支援の切実な問題として、多くの相談が寄せられる事項である。

17. 今後力をいれていきたい活動

都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体（44 団体）に、今後力をいれていきたい活動を自由回答の形であげてもらったところ、35 団体（79.5%）から回答が寄せられた（表 B-18）。

問 27 貴団体はこれからどのような活動に力をいれていきたいと考えておられますか。自由にご記入ください。

表 B-18 今後力をいれていきたい活動（自由回答-まとめ）

母子部の設立・若年母子会員の加入促進	17(38.6)
例： 会員数の減少、会員の高齢化が顕著になってきており、会の存続も危うい状況になりつつある。母子部を設立し会員の若返りを推進していく必要性を感じている	
会の存在意義を明確にするため、母子部の地域を強化した未加入者の加入促進に力を入れたい	
母子家庭が年々増加しているので、母子会員を増やし、そのための活動に力を入れたい	
ひとり親部（母子部）の拡充	
団体の広報活動を積極的に行い、会員の加入促進をはかる	10(22.7)
例： 若年母子の加入促進と拡大のために、PRを積極的に行う	
会員の増加をめざして、ホームページ開設など会のPR強化	
広報活動（情報誌発行等）を企画し、他の情報機関と連携を深め、一般の人たちの周知と理解を深めるとともに協力を得る	
就労支援	5(11.4)
例： 就労促進相談センターを開設したい	
職業紹介事業	
若年リーダーの養成	4(9.1)
例： 今後母子会員が減少しても、その中からリーダーの養成を行い、新しい発想のもとに団体を活性化していきたい	
自立促進講習会の拡充	3(6.8)
例： 母子家庭の就労に結びつく技能習得につながる講習会を積極的に実施	
子育て支援事業推進	3(6.8)
例： 子育てサポート事業をすすめたい	
相談事業の体制強化	2(4.5)
その他	4(9.1)

今後、力をいれていきたい活動としては最も多くあげられたのは、「母子部の設立・若年会員の加入促進」で17 団体（38.6%）があげている。次いで「団体の広報活動を積極的に行い、会員の加入促進をはかる」を10 団体（22.7%）があげている。

以下は、「就労支援」（5 団体）、「若年リーダーの養成」（4 団体）、「自立促進講習会の拡充」（3 団体）、「子育て支援事業推進」（3 団体）、「相談事業の体制強化」（2 団体）などとなっている。

18. 行政に対する意見や要望

最後に、都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体（44 団体）に、行政に対する意見や要望を聞いた。

まず、国に対する要望としては、平成 14 年 8 月から実施予定の「児童扶養手当制度の改正を見直して欲しい」を 11 団体があげている。この制度改革については、政令指定市の担当課でのヒアリングの際にも、担当者からその是非を疑問視する声が聞かれた。また、「母子家庭に対する就労支援対策を推進して欲しい」という要望は、7 団体から寄せられている。

その他、「母子寡婦団体に対する活動補助や助成を増やして欲しい」（3 団体）、「父親の子どもに対する養育費の支払いを法制化してほしい」（2 団体）、「研修会を開催してほしい」など、様々な要望が出されている（表 B-19）。

表 B-19 国に対する意見や要望（自由回答－抜粋）

児童扶養手当制度の改正を見直して欲しい（11団体）
例：「児童扶養手当の見直し」を元に戻して欲しい
児童扶養手当の改正は、母子家庭の実態を把握していない机上の計画である
児童扶養手当制度の現状維持
母子家庭に対する就労支援対策を推進して欲しい（7団体）
例：「母子家庭等就業支援センター」を早急に実現して欲しい
母子家庭への就労支援対策の強化。
母子寡婦福祉団体に対する活動補助や助成を増やして欲しい（3団体）
例： 会費と物品の頒布手数料と数少ない助成で運営されているので、活発に事業展開するにも資金不足です。福祉団体に対する活動補助が必要である
父親の子どもに対する養育費の支払いを法制化して欲しい（2団体）
児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭医療費助成事業、父親の扶養義務等々についての研修会や若い母子の方々との話し合い等の研修会を開催して欲しい
素早い判断と実施こそ、利用者のためと思う。制令等の柔軟な解釈と現実にあった対応の理解を望む
自立支援策の充実により各自の所得が上がるよう、協力していただきたい
母子、寡婦予算の確保を。
母子家庭と父子家庭の収入が同じになるような政策を講じる
介護人派遣の予算を増額して頂きたい。夜間も昼もいつ、どこでも利用できる相互扶助の制度として充実したい
介護保険料の負担が大きい為、寡婦の生活費を圧迫しているので半額に戻して欲しい
すべての施策に死別・生別の差をなくして欲しい（税金問題等）
介護保険と混同されるので、「介護人派遣事業」の名称を変更してほしい
母子寡婦福祉団体が個人のプライバシーを侵害したり、目にあまる行動等を規制する時、団体のありかたに口をはさんで、母子・寡婦個人が自分から安心感を求めて、進んで入会するような組織の改善に金と口を出して欲しい
母子家庭の母及び寡婦の遺産相続権の法的認知
母子会とハローワークとの繋がりが必要と思う

都道府県に対する意見や要望は、24団体（54.5%）から出された（表B-21）。

内容をみると、「母子家庭に対する就労支援対策を推進してほしい」を5団体があげている。また、「委託事業費の据え置き、増額」（5団体）と「母子寡婦福祉団体に対する活動補助や助成を増やしてほしい」（4団体）といった、母子寡婦福祉団体の経済基盤に対する援助を求める要望も強く出されている（表B-20）。

表B-20 都道府県に対する意見や要望（自由回答－抜粋）

母子家庭に対する就労支援対策を推進して欲しい（5団体）
例：母子団体への就労支援に力をいれて欲しい
就労支援として、公的機関に優先雇用を制度化して欲しい
委託事業費の据え置き、増額（5団体）
例：委託費の現状維持
委託費を現在30%カットされているが、予算増として欲しい
母子寡婦福祉団体に対する活動補助や助成を増やして欲しい（4団体）
公営住宅への優先入居枠拡大（2団体）
相談体制の強化・充実（2団体）
父親からの養育費支払が確実に支払われる制度の整備
児童扶養手当、児童手当、ひとり親家庭医療費助成事業、父親の扶養義務等々についての研修会や若い母子の方々との話し合い等の研修会を開催して欲しい
予算面や事業実施の際の指導に配慮してほしい
補助金の増額と委託事業の事務費の増額をお願いしたい
委託事業（母子福祉センター）への人的援助の強化
医療費補助の所得制限の緩和 寡婦医療費の無料化
県母子相談員、市町村母子相談員、母寡連の合同研修会を各福祉事所、担当者も含めて開催してほしい
母子専用の休養ホームが是非ほしい
母子家庭生活支援施設の建設は、地域のニーズに基づいて欲しい
母子相談員採用の際出来れば寡婦の人を採用して欲しい
介護人派遣の介護人並びに派遣家庭の研修をして欲しい
母子世帯の現状がわかる人を多く、自治体の担当にしてほしい

市町村に対する要望には、27団体（61.4％）が回答した（表B-21）。

内容としては、「母子寡婦福祉団体に対する活動補助や助成を増やしてほしい」（4団体）、「保育施設や育児支援施策の充実」（3団体）、「母子家庭に対する就労支援対策を推進して欲しい」（3団体）に並んで、「母子家庭の名簿等を母子寡婦団体に公表してほしい」（3団体）があげられている。

表B-21 市町村に対する意見や要望（自由回答-抜粋）

母子寡婦福祉団体に対する活動補助や助成を増やして欲しい（4団体）
例：国の施策や補助以外の助成の充実
下部組織である支部団体への活動費助成が欲しい
保育施設や育児支援施策の充実（3団体）
例：学童保育（児童館等）が少なすぎるし、時間が5時までというところが多く、利用しにくいし、費用負担（送迎）が大きい
母子家庭に対する就労支援対策を推進して欲しい（3団体）
例：就労促進の場に、臨時職員を設けて欲しい
母子家庭の名簿等を母子寡婦団体に公表して欲しい（3団体）
団体への支援・協力を積極的に行って欲しい（3団体）
公営住宅への優先入居枠拡大（2団体）
市町村の窓口で母子寡婦福祉団体をPRして欲しい（2団体）
下部組織への事務委託に際して事務局をサポートして欲しい（2団体）
父親からの養育費支払が確実に支払われる制度の整備
市町村祉協などに母子会或いは母に対応する担当を置いてもらいたい
母子、寡婦行政の企画力の充実と民間法人との連携を図るよう努めて欲しい。
介護人派遣の為の登録事務の迅速化、制度の理解、派遣依頼に対する協力
母子家庭に対する催し物をもっと実施して欲しい

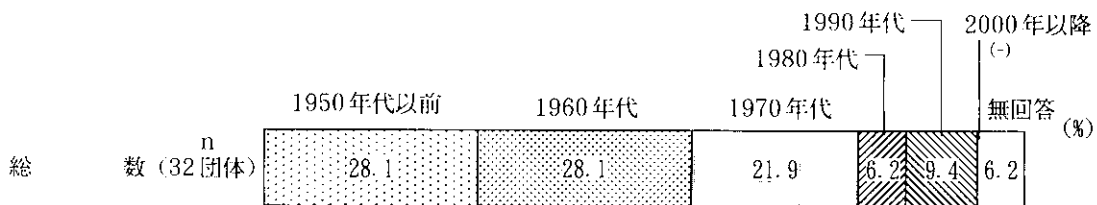
C 市区町村母子寡婦福祉会（単位団体）

以下では、東京都団体の下部組織・単位団体（市区町村母子寡婦福祉会）の調査結果を紹介する。

1. 団体結成時期と会員世帯数

問1 貴団体が結成されたのはいつですか。

図C-1 団体結成時期

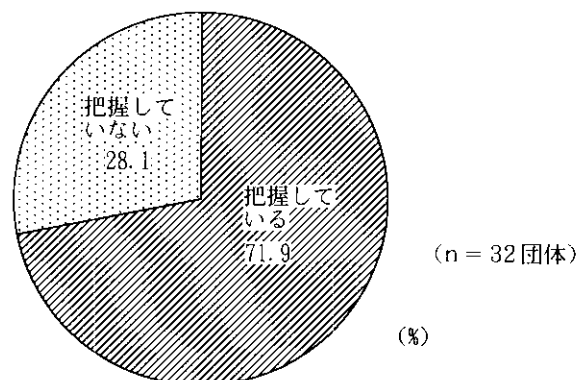


回答した下部組織・単位団体（32団体）に結成の時期を聞いたところ、「1950年代以前」と「1960年代」がともに9団体（28.1%）、次いで「1970年代」が7団体（21.9%）となっており、全体の8割近い団体が20年以上の歴史を持つ（図C-1）。

会員世帯数は平均138世帯である。

問3 貴団体の会員について「母子世帯」「寡婦世帯」「父子世帯」「その他」の世帯別の内訳を把握していますか。

図C-2 世帯類型別の会員世帯数の把握



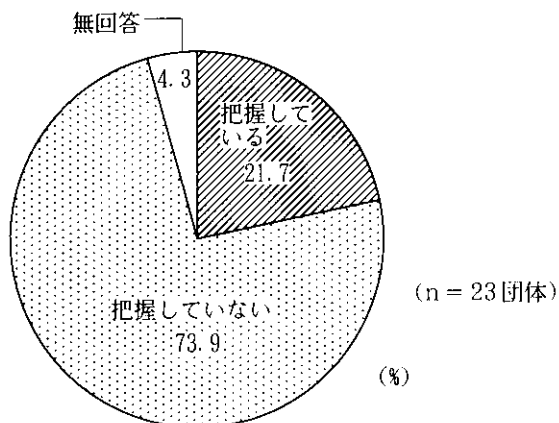
「母子世帯」「寡婦世帯」「父子世帯」「その他」といった世帯類型別の世帯数を「把握している」団体は32団体中23団体71.9%で、把握率は上位団体である母子寡婦福祉団体（61.4%）より高くなっている（図C-2）。

東京都の単位団体に属する世帯類型別の平均は、「母子世帯」63世帯、「寡婦世帯」97世帯、「父子世帯」7世帯、「その他」が49世帯となっている。

さらに、それぞれの世帯について、「死別」「生別」の別を「把握している」団体は、23団体中5団体（21.7%）で、17団体（73.9%）は「把握していない」と答えている（図C-3）。

S Q 1 それぞれの世帯類型について「死別」「生別」「その他」の内訳を把握していますか。

図C-3 会員の「生別」「死別」「その他」の把握状況



次に、会員のひとり親世帯の親の年齢別内訳の把握の有無をみると、32団体中10団体（31.2%）が「把握している」と答えており、親の年齢別の把握状況も都道府県・政令指定都市の母子寡婦福祉団体〔以下、都道府県等団体〕（11.4%）より高くなっている。

親の年齢別の平均は、10代が1世帯、20代が5世帯、30代が53世帯、50代が57世帯、60代が24世帯、70代が23世帯、80代以上が17世帯となっており、それぞれの世帯の年齢構成は図C-4のとおりである。